

平成22年度 第10回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成23年1月20日（木）14時30分から15時00分

2、開催場所：西宮市役所職員会館第2中会議室

3、出席委員（14人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	野口	照之
委員	3番	上田	さち子
	4番	ざこ	宏一
	5番	直井	勇治
	6番	坂口	文孝
	7番	茶谷	一
	8番	辻本	悟
	9番	中松	實
	11番	木田	佳文
	10番	宮本	清次
	12番	田中	勇
	13番	大前	輝雄
	14番	岡本	久一

4、欠席委員（1人）

欠席者	15番	吉井	律
-----	-----	----	---

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

議案第14号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第40号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第42号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件

報告第43号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森	正一
係長	東	孝二
主事	立花	逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日、15番吉井委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、14番岡本久一委員、2番野口照之委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしく申し上げます。以上で日程第1を終わります。

議長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。

本件につきましては、坂口委員が譲受人となっているため、西宮市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥の対象となりますので坂口委員の退出をお願いします。

(坂口委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。議案書の1ページ1件でございます。議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案13号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に地元委員の説明をお願いします。

2番(野口) 議案13号についてご説明します。

申請農地は、主要地方宝塚唐櫃線船坂東口バス停の東約200mのところにあります。

譲渡人は、相続財産管理人である弁護士であり、当該農地を耕作し得る相続人もないため、この度の農地法第3条申請となりました。

申請農地は、農地法第3条の規定に基づき農地のまま所有権を移転するものです。

譲受人は、農会に所属しており、当該農地の周辺にも多数の農地を所有及び、耕作しており、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題ないと考えます。

留意点といたしまして本件農地の一部になかば山林化している部分もありますが地元の耕作放棄地を少しでも減らし、良好な農業環境を強く願い、活動をされている譲受人に期待をいたします。以上です。

議長

地元委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長

なければ、議案第13号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第13号につきましては、許可することといたします。

(坂口委員入室)

議長

続きまして、議案第14号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。議案書の2ページ3件でございます。議案第14号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めます。

【議案14号を議案書をもとに朗読】

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

番号1につきましては、辻本委員にご説明をお願いします。

8番(辻本)

議案第14号の1について説明いたします。

申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、阪神高速道路7号北神戸線西宮山口南出口西北西約150mのところにあります。農地は昨年も水稻の作付けがなされ、いつでも耕作でくる状態で管理されていま

す。以上です。

議 長 続きまして、番号 2、3 を、直井委員にご説明をお願いします。

5 番（直井） 議案第 14 号の 2、3 について説明いたします。

まず、議案第 14 号の 2 の申請農地は、添付の地図でもお分かりいただけると思いますが、市営上ヶ原 7 番町団地の北東に隣接するかたちであります。農地は昨年も水稲の作付けがなされ、いつでも耕作できる状態で管理されています。

続いて議案第 14 号の 3 の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、国道 171 号線、上大市 4 丁目西交差点のすぐ東に位置し、こちらの農地も、昨年も水稲の作付けがなされ、いつでも耕作できる状態で管理されています。以上です。

議 長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

（発言なし）

議 長 なければ、議案第 14 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することとしてご異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第 14 号につきましては、証明書を交付することといたします。

議 長 それでは、これより報告案件に入ります。

まずは、報告第 40 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 40 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 3 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

（発言なし）

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 41 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第 41 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」

でございますが、議案書 4 ページ 3 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
(発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 42 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 42 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございますが、議案書 5 ページ 1 件でございます。

【議案書朗読】

申請地は 12 月 1 日に現地調査をした結果、野菜を耕作されていることを確認しました。なお、相続人はサラリーマンとして東京で勤めておられましたが、相続を機に従前から当該地を畑作中心に耕作されるご家族とともに営農されていくことを農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出等から確認しています。また、農業従事日数ですが、今年度は農家台帳ございませんが、農業経営の中心的に担っていく意思表示をされています。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、証明書を交付しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
(発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第 43 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第 43 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書 6 ページ 3 件でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。
議 長 (発言なし)

議長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長 以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。

議長 これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

次ページ別添

【議案第 13 号 番号 1 農地法第 3 条調査書】

別添

【議案第 13 号 番号 1 農地法第 3 条調査書】

(所有権移転) 栽培予定作物：ゆず

譲受人： ██████████	譲渡人： ██████████ 相続財産管理人 弁護士 ██████████	作成者：主事 立花 逸人	
判断の理由（農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当しないか）		該当有無	
第 2 項第 1 号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	水稲関係機械一式、農用自動車、草刈機等	該当 しない
	・労働力の確保状況	第 4 号参照	
	・技術	露地栽培にて既に取得できているものとする	
	・通作距離	約 0.5km	
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。		
第 2 項第 2 号 農業生産法人以外の法人	譲受人は、個人であり適用なし。		該当 しない
第 2 項第 3 号 信託	信託ではないので適用なし。		該当 しない
第 2 項第 4 号 農作業常時従事	・原則 150 日以上	本人：300	該当 しない
	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると今後も見込まれる。		
第 2 項第 5 号 下限面積達しない場合	西宮の下限面積 ・ 20 a	取得前：8,340 m ² 取得後：9,801 m ²	該当 しない
第 2 項第 6 号 転貸	所有権移転の為、該当しない。		該当 しない
第 2 項第 7 号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし	該当 しない
	・農業水利の阻害	なし	
	・無農薬栽培等	なし	
	・特定品目の生産阻害	なし	
	・賃借料の著しい高値	所有権移転の為、該当しない。	
	以上のことを踏まえ、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成 23 年 1 月 12 日に農業委員、吉田会長、野口代理、坂口委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可(これらの権利を取得する者(政令で定める者を除く。))がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可)を受けなければならない。(中省略)

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。(調査書参照)

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者(農業生産法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)に達しない場合

六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場/合を除く。)

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合